

平成31年度 一般会計予算  
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

(歳入) 市町村交付金（社会保障財源化分）	68,400千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	1,196,963千円

■ 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	326,766	199,810	0	0	13,338	113,618
			3 老人福祉費	175,298	1,407	0	3,381	17,914	152,596
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	285,120	146,337	0	16,740	12,822	109,221
			2 児童措置費	145,500	123,000	0	0	2,364	20,136
	(小計)			932,684	470,554	0	20,121	46,438	395,571
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	183,895	51,563	0	6	13,902	118,424
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18,694	168	0	0	1,946	16,580
			2 予防費	47,746	392	0	2,178	4,746	40,430
			4 母子保健費	13,944	747	0	180	1,368	11,649
	(小計)			264,279	52,870	0	2,364	21,962	187,083
計				1,196,963	523,424	0	22,485	68,400	582,654

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。